

## 第1回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成31年4月11日(木)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
  - 1番 小倉哲也
  - 2番 山寄和雄
  - 3番 栗原寛光
  - 4番 陸野光男
  - 5番 小泉勝彦
  - 6番 石川和利
  - 8番 関巖
  - 9番 渡邊美代子
  - 10番 田中幸一
  - 11番 切替一弥
  - 12番 渡辺義一
  - 13番 注連野千佳代
  - 14番 時田善夫
  - 15番 中山明
  - 16番 森田菊雄
- 5 欠席委員 1名
  - 7番 石渡正明
- 6 農林振興課職員 1名  
三沢主査
- 7 出席事務局職員 4名  
伊藤事務局長 齊藤主幹 山田主査 高品主査

◎開 会

平成31年4月11日午後3時30分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。きょうは、先日の臨時総会に引き続きましての総会ということで、これから毎月1回の総会、こういう形で開催をしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をひとつよろしくお願いいたします。

○事務局長（伊藤恵一君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思っております。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ただいまより第1回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。7番、石渡委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 続きまして、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、栗原寛光委員、4番、陸野光男委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

農業委員会事務局における人事異動について、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

事務局、齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。それでは、議案の第1ページをごらんください。

議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。平成31年4月1日付、市の人事異動に伴い、袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定により、会長において専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

続いて、第2ページをごらんください。専決処分書のとおり、転出者、石井和樹主査にかわりまして、転入者、山田尚史主査となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 本件は人事案件でございますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ご異議はないようですので、議案第1号 専決処分の承認について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については報告のとおり承認されました。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成31年3月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、高谷在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住し、高齢で管理することが困難であることから、妹に贈与したいとのことです。譲り受け人は、姉に以前から耕作を頼まれており、自宅から近く、耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真をごらんください。場所は、高谷字田丸です。現地を確認したところ、現地は水田で耕されていました。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、耕運機、農用車を所有しています。稲刈り及びもみすり乾燥については、木更津市の農業者に作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしています。

下限耕作面積につきましては、耕作している面積が53アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、森田菊雄委員。

○会長職務代理者（森田菊雄君） 16番、森田です。これは前委員さんからの申し送りでございます、前委員さんは石塚さんという方がやっていました。その方が3月に現地を確認し、また農機具状況、農地の管理状況、農作業従事日数等を聞きましたところ、全部問題なかったということで申し送りがございますので、報告させていただきます。よろしく審議お願いします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでした。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成31年3月22日付で申請書の提出がありました。申請内容は、上泉在住の個人が同じく上泉在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢で労働力不足のため、農地を売却したいとのことです。譲り受け人は、農業経営の安定と拡大を図りたいため、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料4ページの位置図及び5ページの現地写真をごらんください。場所は、上泉字東萩原です。現地を確認したところ、現地は畑で大根が作付されていました。

総会資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに耕運機、農用車を所有しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で780日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしています。

下限面積要件につきましては、耕作している面積が140アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、農薬の使用方法等は地域の基準に従って耕作していくとのこと  
です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。4月5日に午後5時30分、譲り受け人立ち会いのもと、現地確認を行いました。現地は、現在畑で大根が作付されておりました。特に問題はありません。農機具、耕作面積、世帯員による農業従事日数等は事務局が言われたとおりでございます。譲り受け人は、畑を中心に大規模に農業経営をしており、農地の取得に支障ないと思われま

す。皆様のご審議をお願いします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定いたします。

議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。

事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成31年3月22日付で申請書の提出がありました。申請内容は、大鳥居在住の個人が相続財産管理人となっている個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。対象農地の所有者は既に亡くなっており、裁判所から相続財産管理人として譲り渡し人が任命され、相続財産の清算をするために売買したいとのこと

作地と一体として利用しており、耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図及び8ページの現地写真をごらんください。場所は、大鳥居字八幡向です。現地を確認したところ、現地は田で耕されておりました。

総会資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、もみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で900日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が316アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、これからも地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員、お願いします。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。4月8日午後1時に、前任者の委員さんとともに譲り受け人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地は、従前より借りている農地と一体として、水田として耕作されており、特に問題はありませんでした。農機具や耕作面積、世帯員による農作業従事日数は事務局が言われたとおりです。譲り受け人は、レタス、インゲン、水稻による農業経営をしており、農地の取得に支障はないと思われます。皆様のご審議をお願いします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可と決定いたします。

議案第2号の4について、事務局の説明を求めます。

事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の4ページから5ページをごらんください。本件は、平成31年3月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、打越在住の個人が県外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、県外に居住し、相続で農地を取得しましたが、農業者ではないため管理が困難なことから、売買したいとのことです。譲り受け人は、対象地が自宅から近く、耕作上便利であることから、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料10ページの位置図及び11ページから14ページの現地写真をごらんください。場所は、打越字上です。現地を確認したところ、現地はビニールハウスと保全管理された農地でした。

総会資料15ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地が1筆あります。登記地目は田んぼで、面積が1,180平方メートルです。耕作できない理由は、深い田んぼだったため、耕作ができないとのことです。昭和50年代に山砂を入れ、畑地造成したそうですが、それでもしける状態になったことから、耕作ができなかったとのことです。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、耕運機等を所有しており、もみすり乾燥については、農協のライスセンターまたは百目木営農組合に委託するとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、非耕作地を除いても耕作している面積が115アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、近隣に住宅があるので、薬剤散布等には十分配慮して耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉でございます。よろしく申し上げます。

この件について、ご報告いたします。4月6日の午前9時に譲り受け人と前任委員、それと私、3名とで現地の確認と経緯、状況についてお話を伺いました。現地は、先ほど事務局からの写真等の資料がございますが、2棟の水稻の育苗ハウスが建っております。ほかは全て保全管理ということで管理されておりました。ここは従来親の代のときに土地交換されたまま現在に至っております、

登記がされない部分が入っております。当時、昭和23年の自作農創設特別措置法によって、農地の譲り受けを図ったのですけれども、登記されていなかったということで、現状に至っております。

この地番の中の部分的には本人、譲り受け人と譲り渡し人の農地が混作しておりまして、非常に作業的にも困難を期していたということでございます。今回譲り渡し人の事情もあり、売買の申し出を受けたそうでございます。今後は、ハウスの建っているところ以外は、客土をして果樹を植えたいということでございました。現在も梅を栽培しておりまして、梅の加工品を製造しておるということでございます。

譲り受け人の年齢は70代の半ばでございますけれども、まだまだ元気で農機具等も十分活用できるということもあり、今後も継続して農業を経営していきたいという意向がございました。

農家要件等につきましては、事務局からお話ありましたように、従事日数も十分クリアしておるところでございます。特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

事務局、高品君。

○事務局（高品芳朗君） 事務局の高品です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の6ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の個人から農地2筆を買い取り、



戸建て住宅7棟を建築し、建売分譲したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

本件については平成31年3月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料16ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅からは北東側約400メートル、奈良輪小学校からは南西側約520メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料17ページのとおりであり、木造2階建て、7棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

造成計画については、区域内を整地する計画となっており、外部からの土砂の搬入はありません。総会資料17ページに建物の平面図等を添付しております。

次に、総会資料18ページの給排水計画平面図をごらんください。排水関連については、汚水、雑排水は新設道路内の側溝を経由し、既設市道側溝へ排水します。雨水については、各宅地内に雨水浸透貯留施設を設置の上、抑制し、オーバーフローした雨水は汚水、雑排水と同様に新設道路内の側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、関連会社からの借入金にて賄う計画となっております。

総会資料23ページに現地の写真を添付しております。

また、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

3月29日朝9時半に私、前委員の地引さん、そして現在の委員の関さん、それと現場の代理人の方と4人で会いました。事務局の説明のとおり、雨水雑排水等は処理して放流、そのほか何ら問題点はないと思われまので、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した8番、関巖委員から補足説明があれば、お願ひをいたします。

○8番（関 巖君） ただいま小泉委員が述べられたとおりでございます。特に問題はないと思ひます。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 平成31年度第1次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 平成31年度第1次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

事務局、高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号の平成31年度第1次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

この平成31年度第1次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の16ページから17ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が13件で、そのうち通常の利用権設定が8件、農地中間管理事業による利用権設定が5件となっておりますが、各筆明細整理番号31-3-1の案件につきましては、数日前に地主さんが亡くなられたため、今回の申請からは除くことになりました。よって、今回の利用権設定の件数は12件で、利用権設定を受ける方の面積は合計で238.8アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから15ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成31年度第1次農用地利用配分計画書（案）に対する意見について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 平成31年度第1次農用地利用配分計画（案）について議題といたします。

議案第5号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課であります農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、三沢君。

○農林振興課主査（三沢 徹君） 農林振興課の三沢と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議案第5号 平成31年度第1次農用地利用配分計画（案）についてご説明申し上げます。

本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様のご意見を伺うものです。今回は個別案件の配分計画案が3件となっております。

まず、2、3ページをごらんください。農地の借受者は市内の法人です。借り受ける農地は、飯富地先7筆となっております。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画書（案）7ページ中の整理番号31-3-9及び8ページ中の31-3-12に記載している農地を、千葉県園芸協会から借受者である市内の法人に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、4、5ページのとおりとなっております。6ページは借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

次に、8ページをごらんください。農地の借受者は市内の個人です。借り受ける農地は、三箇地先2筆となっております。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画書（案）7ページ中の整理番号31-3-10及び8ページ中の31-3-11に記載している農地を、千葉県園芸協会から借受者である市内の個人に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、9、10ページのとおりとなっております。11ページは借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

ます。

最後に、12ページをごらんください。農地の借受者は市外の個人です。借り受ける農地は、神納地先1筆となっています。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)9ページ中の整理番号31-3-13に記載している農地を、千葉県園芸協会から借受者である市外の個人に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容に突いては、13、14ページのとおりとなっています。15ページは借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい。

○会長職務代理者(森田菊雄君) 16番、森田でございます。この農地利用配分計画というものをちょっとシステムというか、これ誰かつくってもらいたいというものをどこかへ持ち込んで、それをどこかで認可すると、そういうものの文章かなという感じがするのですが、その辺がちょっとわからないので。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○農林振興課主査(三沢 徹君) 農林振興課の三沢と申します。まず、こちらの配分計画の仕組みの前に、まず農地中間管理事業の概要の説明をさせていただきます。農地中間管理事業なのですが、一応農地を貸したい方と借りたい方というのが双方いらっしゃるという状態ですが、その間を取り持つ方というのが千葉県の園芸協会、農地中間管理機構と別名で呼ばれておりますけれども、という施設がございます。農地を貸したい方は、その千葉県の園芸協会に自分が貸したい農地の情報を園芸協会に提供をします。申し込みをします。借りたい方も、その千葉県の園芸協会にこういった条件の場所の農地を借りたいのだということで申し込みをします。いただいた情報を園芸協会のほうが精査をした中で、条件の合う内容をマッチングさせて、契約を成立させるというのが農地中間管理事業になります。

今回の配分計画というのは、園芸協会さんが地主さんから農地の所有者の方からいただいた情報をもとにして、そういった条件等々を加味して、この方へだったらということで紹介した土地を配分するという計画の内容になっています。それが配分計画と呼ばれるものでございます。ただ、ちょっと今のは理想的なところを申したのですけれども、実態としてはもともと相対で地主さんと借り主さんがお話としてはもう成立させていて、そのお話を中間管理機構を通して契約をしているというのが実態でございます。

○会長職務代理者(森田菊雄君) それで、これ1次とかって書いてあるけれども、幾つかに分けてやるのですか。

○農林振興課主査(三沢 徹君) 1次、表紙のところのお話ですか。

○会長職務代理者(森田菊雄君) ええ。

○農林振興課主査（三沢 徹君） これは、その配分計画を皆様にご審議いただく回数の表示ということとです。要は今回新しい委員様になられて初めてなので1次で、もし来月総会でまたご審議いただくということであれば2次ということになります。

○会長職務代理者（森田菊雄君） そうですか、ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

事務局、齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の7ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成31年2月1日から2月28日までで3件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案の8ページから9ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処分期間は、平成31年2月1日から2月28日までで8件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員さんから何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第1回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時45分 閉会